

図書館の職員体制・開館時間変更試行期間中の玉縄図書館の状況

1 試行期間

平成 29 年 6 月 1 日（木）～8 月 31 日（木）

2 試行内容

(1) 嘱託員中心の図書館運営

【内容】

玉縄図書館の職員 3 名のうち、2 名を専門業務嘱託員に置き換えて、館の運営が可能かどうか検証する。期間中、職員 2 名は中央図書館へ異動。業務嘱託員（12 日勤務）3 名が中央図書館より異動（年度当初より、玉縄図書館には業務嘱託員は 3 名しか配置されていないため）。

職員が 1 日不在の日は、中央図書館から総務担当または資料サービス担当（再任用）が応援。

【試行中の体制】 6 月の状況

A 職員（7.75 時間×22 日）1 名、専門業務嘱託員（7.25 時間×16 日）2 名→402.5 時間

B 業務嘱託員（7.5 時間×13 日）3 名、業務嘱託員（7.5 時間×12 日）3 名→562.5 時間

C 応援職員（7.75 時間×8 日）→62 時間

A + B + C = 1027 時間

（参考）試行前 A : 743.5 時間 B 292.5 時間 合計 1036 時間

●試行中は人員全体で-9 時間。主体的に館運営を行う A の時間は-340.5 時間。

職員 3 名の場合と比較すると-109 時間

【業務への影響】

●予約処理、資料の選定（受入・除籍）、業務分析など、判断を伴う業務に遅れが生じている。

部分的には専門業務嘱託員が担える業務もあるが、最終的には職員の判断や承認が求められるものである。

●A が担ってきた業務を B へ移したり、他の館へ依頼するなどの調整を行っているものの、マニュアル整備や調整の時間捻出が困難。

●A に含まれる専門業務嘱託員の勤務時間が短く、朝会の時間には不在のため、情報共有に支

障がある。また、突発的に欠員が出た場合の人的手配が開館までに行えない不安がある。

●定例行事では、専門業務嘱託員が活躍しているが、試行の体制では研修が困難。

(2) 夜間開館の中止

【内容】

毎週木金 19 時までの夜間開館を中止し、17 時で閉館する。閲覧室の代替として、読書室があれば利用されるのかどうか可能性を検証するため、玉縄学習センターの第 2 集会室を、夜間開館を中止した時間限定で図書館が借りて開放し、利用状況を見る。

●仕事帰りに寄るため、19 時まで開館を希望する要望は強い。アンケート開始前に利用者の声も 2 件出ている。

●玉縄学習センターの第 2 集会室利用は、ほとんどない。毎回 1～2 人である。

(3) アンケートの実施

全館統一のアンケートとシール投票を実施。

アンケートの集計結果は別紙参照。

3 広報・周知

(1) 広報かまくら (5 月 1 日号)

(2) 図書館ホームページ

(3) 試行ポスター (全館統一)

図書館入り口 2 箇所、閲覧室 2 箇所、カウンター上、返却ポスト横、大船駅西口返却ポスト正面

(4) 独自表示

支所から図書館へ上がる階段入り口看板に表示。木金夜間は、階段をふさぐ形で置く。

既存の表示の夜間の時間はマスキング

(5) 中央図書館長名のお知らせ

(6) 玉縄で貸出した貸出期限票 (レシート) に表示

(7) 予約連絡メールに表示